

次世代水産人材創出支援事業費補助金
(漁業就業者スタートアップ事業 (漁業体験補助))

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

山形県の漁業に興味を持ち、県内での漁業研修体験に参加される方に対し、体験時の宿泊費を支援します。

3 利用対象者

漁業研修体験参加者

4 支援内容

- (1) 補助要件：庄内地方在住ではない方の宿泊を伴う漁業研修体験
- (2) 対象経費：体験期間中の宿泊費の一部
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：体験期間中の宿泊費のうち、1泊につき3,000円まで
- (5) その他：
 - 居住地が体験地から200km以上の方は体験期間の前・後泊まで補助対象
 - 居住地が体験地から200km以下の方は体験期間に加えて前泊のみ補助対象

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付中（体験期間、時期については問合せ先と別途調整）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込先
- (3) 申込み先：庄内総合支庁水産振興課

6 問合せ先

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
- (2) 担当（係）名：振興普及担当
- (3) 電話番号：0234－24－6045

次世代水産人材創出支援事業費補助金
(次世代水産人材就業準備サポート事業（転居・家賃支援）)

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

新たに漁業研修（準備研修・長期研修）を受講される方の研修準備に関する費用、研修時の生活を支援します。

3 利用対象者

漁業就業希望者

4 支援内容

(1) 補助要件：

漁業就業への技術習得のため、雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方（経営者として漁業に携わったことがない方）で、漁業準備研修・長期研修を受講予定の方

(2) 対象経費：

- 漁業研修のための転居費用
- 研修を受講している間の家賃

(3) 補助率：定額

(4) 補助上限額：

- 転居費用：最大10万円（うち県1／2、市町村1／2）
- 家賃補助：2万円／月（うち県1／2、市町村1／2）

(5) その他：

- 転居費用：研修開始時1回のみ
- 家賃補助：研修終了まで（準備研修、長期研修を通じて最長2年）
3か月以上継続して研修を受講すること

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付中

研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整

(2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込先

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

- (1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合
- (2) 担当（係）名：指導課
- (3) 電話番号：0234－24－5611（代表）

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課
- (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
- (3) 電話番号：023－630－2478

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
- (2) 担当（係）名：振興普及担当
- (3) 電話番号：0 2 3 4－2 4－6 0 4 5

次世代水産人材創出支援事業費補助金
(次世代水産人材就業準備サポート事業（漁業就業準備支援）)

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業就業に向けた技術習得のために行われる準備研修（対象者：雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方）を受講する方に給付金を支給します。
（就業時に45歳以上の方は県が、45歳未満の方は国が支給します。）

3 利用対象者

漁業就業希望者

4 支援内容

(1) 補助要件：

漁業就業に向けた技術習得のため、雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方（経営者として漁業に携わったことがない方）

(2) 対象経費：

研修を受講している間の給付金(生活費)

(3) 補助率：

定額 年間150万円(月額12万5千円) 最長2年間

(4) 補助上限額：150万千円／年

(5) その他：

- 3ヶ月以上継続して研修を受講すること(3か月未満は補助の対象にならない)
- 漁業に就業しなかった場合は返還しなければならない

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付中

研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整

(2) 申請書類(様式)の入手先：下記の申込先

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当(係)名：指導課

(3) 電話番号：0234-24-5611 (代表)

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当(係)名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-2478

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2) 担当(係)名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234-24-6045

次世代水産人材創出支援事業費補助金（漁業技術バトンパス事業）

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁家出身者で漁業就業に向けた技術習得のために行われる研修を受講する方に給付金を支給します。

3 利用対象者

漁業の承継を希望する漁家出身者（承継する漁家の3親等以内の親族）

4 支援内容

- (1) 補助要件：経営者として漁業に携わったことがない漁家出身者
- (2) 対象経費：研修を受講している間の給付金(生活費)
- (3) 補助率：定額 年間150万円(月額12万5千円) 最長1年間
- (4) 補助上限額：150万円／年（うち県2／3、市町村1／3）
- (5) その他：
 - 3か月以上継続して研修を受講すること（3か月未満は補助の対象にならない）
 - 漁業に就業しなかった場合は返還しなければならない

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付中
研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込先
- (3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

- (1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合
- (2) 担当（係）名：指導課
- (3) 電話番号：0234－24－5611（代表）

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課
- (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
- (3) 電話番号：023－630－2478

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
- (2) 担当（係）名：振興普及担当
- (3) 電話番号：0234－24－6045

次世代水産人材創出支援事業費補助金
(新規独立漁業経営者バックアップ支援事業)

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

独立経営開始後3年目までの就業者に対して、経営安定資金を交付します。

3 利用対象者

漁業を営む個人

4 支援内容

(1) 補助要件：

独立経営開始後3年目までの漁業就業者（漁業を主たる収入とする漁業者）

(2) 対象経費：－

(3) 補助率：－

(4) 補助上限額：－

(5) その他：

○ 独立後最長3年間、年間150万円を交付

○ 操業を怠っている等、返還要件に該当する場合には交付額全額の返還が必要

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付中

交付の対象となるかは、山形県漁業協同組合と別途調整が必要

(2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込先

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当（係）名：指導課

(3) 電話番号：0234-24-5611（代表）

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-2478

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2) 担当（係）名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234-24-6045

次世代水産人材創出支援事業費補助金（漁業技術スキルアップ支援事業）

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業技術の高度化、漁業経営の多角化を目指す漁業者に対して、漁業技術高度化研修を実施します。

3 利用対象者

技術の高度化、経営の多角化を目指す漁業を営む個人

4 支援内容

(1) 補助要件：

新しい技術の習得を望む漁業者が研修対象。講師はそれらの技術を有し、研修受入が可能な漁業者

(2) 対象経費：－

(3) 補助率：－

(4) 補助上限額：－

(5) その他：研修は1日あたり2時間、一人あたり15日まで

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付中

(2) 申請書類（様式）の入手先：下記の申込先

(3) 申込み先：山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当（係）名：指導課

(3) 電話番号：0234－24－5611（代表）

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023－630－2478

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2) 担当（係）名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234－24－6045

がんばる水産業支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

水産業の成長産業化に向けた取組みをオーダーメイド型で支援します。

3 利用対象者

漁業（養殖業を含む）を営む法人・団体又はグループ、個人、民間企業（加工・流通業等）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 水産振興計画に掲げる基本的な方針に沿った水産振興に効果が高い取組みであること。

＜水産振興計画に掲げる基本的な方針＞

- ・ 持続可能な海面漁業の生産基盤整備
- ・ 海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化
- ・ 持続可能な内水面漁業・養殖業の振興
- ・ 県産水産物の利用拡大
- ・ 安全・安心で健全な水域環境の確保と活用

- 当該事業費に対して市町村からの財政的支援が受けられること。

(2) 対象経費：本県水産業の成長産業化に向けた取組みに必要な経費

例) ハード整備及び整備に付随して行う調査・検討経費、新商品開発・販路開拓、新商品開発費（資材購入費、成分分析等検査費等） 等

(3) 補助率：※すべての区分で②の場合、民間企業は対象外で、国の補助と合わせた補助率は10/10以内。

区分Ⅰ 水産経営基盤強化メニュー

① 国の補助金の交付を受けない場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県 2 / 5 以内、市町村 1 / 5 以上
- ・ 民間企業：県 6 / 25 以内、市町村 3 / 25 以上

② 国の補助金の交付を受ける場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県 6 / 25 以内、市町村 3 / 25 以上

区分Ⅱ 水産経営発展メニュー

① 国の補助金の交付を受けない場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県 1 / 3 以内、市町村 1 / 6 以上
- ・ 民間企業：県 2 / 10 以内、市町村 1 / 10 以上

② 国の補助金の交付を受ける場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県 2 / 10 以内、市町村 1 / 10 以上

区分Ⅲ 水産経営継続メニュー

① 国の補助金の交付を受けない場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県 1 / 6 以内、市町村 1 / 12 以上
- ・ 民間企業：県 1 / 10 以内、市町村 1 / 20 以上

② 国の補助金の交付を受ける場合

- ・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県 1 / 10 以内、市町村 1 / 20 以上

区分Ⅳ 事業推進メニュー

- ・ 県漁協、内水面漁連、鮭孵化連：県 2 / 3 定額、市町村 1 / 3 定額